

令和 2 年 6 月 16 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	国土交通省
事業概要	東京国際空港の場周警備設備（監視カメラと侵入警戒センサーを連動させた設備）、防災通信指令設備及びこれらに関連する付帯設備の点検及び保守
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
受託事業者	一般財団法人 航空保安協会
契約金額（税抜）	2 億 3,790 万円（単年度当たり：7,930 万円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営に寄与し、不法侵入や航空事故等への確実な対応に資すること。
選定の経緯	競争性に課題（政府系公益法人が 1 者応札）があるとして平成 24 年度基本方針において別表に記載される。 【論点及び実施府省の見解】 ・屋外機器の保守点検業務（本業務）及び屋内機器の保守点検 3 業務を合わせて一つの業務（「東京国際空港警備システム保守業務」）であった。 ・業務を 4 分割し、本業務について民間競争入札を導入 ・屋内機器に関する業務については、特殊なシステムの技術的情報の機密性を保持する観点から入札参加要件の見直しが困難 ・他方、屋外機器については機器の清掃、稼働状況の目視点検、障害発生時の一次対応を内容としており、機密情報を必要とするものでなく入札参加要件の見直しが可能

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	信頼性の確保 機器の不具合による障害をすべて 復旧させること。	本業務実施要項 1.1.2 に示す保守の 範囲において、復旧不可能件数は 0 件 であった。
	機器・設備の保全 当該機器・設備について保守業務の 不備に起因する破損及び損傷がない こと。	破損及び損傷件数は 0 件であった。
民間事業者から の改善提案	○ 保守業務の迅速性に関する提案 複数箇所でも同時に不具合が発生した際にも速やかな対処を可能とする体制確保 の提案がなされ、仕様書に規定する以上の業務担当者の配置がなされた。 ○ 専門能力の維持、向上に関する提案 社内訓練マニュアルを整備し、定期的な訓練を実施する他、外部機関による専 門研修に参加するなど、技能の保持・向上に努めていた。 ○ 保守業務の質の向上に関する提案 品質マニュアルを整備し、品質管理に関する積極的な取り組みや、保守方法に関 する改善の提案がなされ、作業上のミス防止や業務の効率性、安全性の向上が 図られていた。また、障害発生時においては緊急保守の方法に関して積極的に 提案を行い、効率的かつ効果的な復旧作業が行われていた。	

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して5.7%（年平均430万円）増加している。しかしながら、国の定める「公共工事設計労務単価（全国全職種平均値）」について、市場化テスト直前の平成26年度単価及び市場化テスト実施期間中の平成30年度単価を比較すると、15.1%上昇している（注）。このように労務単価の大幅な上昇が見られる中で、契約金額が5.7%の上昇のみに抑えられたことは、一定の効率化の効果があったと評価できる。

従来経費	75,000,000円
実施経費	79,300,000円 (1年あたりの平均金額)
増減額	4,300,000円増額
増減率	5.7%増
民間事業者からの改善提案	・より廉価な業者を探すことによる工具費、事務用品費、被服費の削減 ・より効率的な点検保守計画の作成によるガソリン代の削減 ・メール等を利用した通信費用の削減等

（注）国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」の全国全職種平均値によると、平成26年2月の労務単価は16,190円、平成30年3月の単価は18,632円。

(4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、国土交通省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

- ①仕様内容の大幅な見直しを実施し、契約期間の延長（単年度から複数年度（3か年））、入札参加資格の拡大（A又はB等級→A、B、C又はD等級）、最低価格落札方式から総合評価落札方式への変更、入札グループによる入札を許容するなどを行った。
- ②業務達成水準の明示、従前機器や点検基準の情報の開示、過年度事業の実績等、情報開示に積極的に取り組んだ。また、実施要項全般について平易な表現に改定した。
- ③入札説明会の実施、準備引継ぎ期間の延長（3週間→4週間）など、新規事業者の参入意欲を高める入札スケジュールとした。
- ④1者応札の分析及び改善のため、仕様書配布業者に対するヒアリングを実施し、保守対象機器の非特殊性や機器の多様性に関し共同企業体による参加を説明するなど、参入障壁を解消するための措置を講じた。
- ⑤入札参加が期待される者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みた。

(5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、下記のとおりである。

当業務を行うにあたり、24時間運用の空港における体制を整えるためには技術者確保に課題があると思われる他、業務開始前までに監視設備、防災指令設備、受配電設備、回線設備といった多岐にわたる設備の基礎知識、点検、障害時対応方法や空港における立入制限区域に関する知識なども必要となるため、あらかじめ確保した技術者に対し訓練を実施せねばならず、準備に時間と手間がかかり新規参入が難しい状況であると推測される。また、同様な保守請負を受注している民間事業者数者へのヒアリング結果によると、昨今の労働力確保が厳しい中、公示されている予定価格内の中で人手を確保し、リスクを取って体制を整え新規事業を取りに行くことは難しいとの回答があった。このように本事業が労働集約的なものであり、労務単価の上昇や人手不足等の労働環境下においては、競争性の確保のための抜本的な改善が困難な状況となっている。

(6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成30年度、平成31年度の2か年とも全て目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、複数箇所での同時不具合に対応するために、仕様書の規定以上に業務担当者を配置する、外部機関による専門研修へ参加することで技能向上に努める等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、契約金額について5.7%の上昇があったものの、市場化テスト前と比較して労務単価が15.1%上昇している状況を踏まえると、一定の効率化の効果があったと評価できる。以上のことから、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められる。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、国土交通省東京航空局に設置している外部有識者で構成される国土交通省東京航空局総合評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ.1.(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、国土交通省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

令和 2 年 5 月 29 日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港場周警備設備等保守業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成30年4月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は2期目である。

1) 業務内容

本事業は広大な東京国際空港の制限区域の秩序維持を目的として監視カメラと侵入警戒センサを連動させた場周警備設備と空港内での消火救難業務の指揮命令を司る防災通信指令設備及び関連する付帯設備（以下「場周警備設備等」という。）の点検及び保守を行うものである。

2) 契約期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間

3) 受託事業者

一般財団法人 航空保安協会

4) 実施状況評価期間

平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、総合評価方式により実施することとしており、平成30年1月16日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

入札価格については、平成30年2月13日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人 航空保安協会を受託事業者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

本業務における民間競争入札実施要項（平成29年10月。以下「実施要項」という。）において定めた受託事業者が確保すべきサービスの質に対する、当局の評価は以下のとおり。

基本的な方針	主要事項	測定指標	評価結果
保守業務の実施により、保守対象設備の機能を保持し、空港の秩序維持を可能とすること。	信頼性の確保	機器の不具合による障害をすべて復旧させること。	1.1.2の保守範囲において、復旧不可能件数は0件であった。
	機器・設備の保全	当該機器・設備について保守業務の不備に起因する破損及び損傷がないこと。	破損及び損傷件数は0件であった。

また、本業務実施要項1.2.2に示す、各業務において確保すべき水準に関し、受託事業者が実施した、業務の実施状況は以下のとおり。

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	実施状況
各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、現行基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	定期保守	指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。	点検基準書に則り、予め保守計画を定め、計画的に実施することにより、機器の性能を適切な状態に保持した。実施回数は【参考】①のとおり。
	緊急保守	障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行うこと。	監督職員の指示により、適切に対応し、早期の改善を行った。実施回数は【参考】②のとおり
	特別保守	指定された点検、作業等を実施し、当省の業務を適切に支援すること。	保守対象装置に関係する工事等への立ち会い、実施後の機器の正常性の確認など、業務支援を実施した。実施回数は【参考】②のとおり

【参考】評価期間における保守業務の実施状況

① 定期保守業務実績（点検単位・周期別） (回)

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	1,254	1,322	1,301	1,301	1,301	1,305	1,303	1,306	1,307	1,307	1,304	1,306	15,617
3ヶ月点検	5	4	2	5	4	2	5	4	2	5	4	2	44
6か月点検	39	61	54	34	37	33	39	61	54	34	37	33	516
1年点検	120	114	172	93	118	120	134	111	102	77	126	94	1,381
合計	1,418	1,501	1,529	1,433	1,460	1,460	1,481	1,482	1,465	1,423	1,471	1,435	17,558

(回)

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	1,323	1,323	1,284	1,259	1,274	1,279	1,269	1,286	1,287	1,288	1,291	1,291	15,454
3ヶ月点検	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	40
6ヶ月点検	40	61	53	34	35	33	40	61	53	34	35	33	512
1年点検	121	128	169	92	115	123	142	111	106	92	114	92	1,405
合計	1,489	1,516	1,507	1,390	1,428	1,436	1,456	1,462	1,447	1,419	1,444	1,417	17,411

② 当省の要請に基づく緊急保守業務・特別保守業務実績 (回)

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
緊急	時間内	4	10	5	12	8	4	4	7	7	8	6	8	83
	時間外	8	3	3	2	2	2	6	-	2	1	-	2	31
特別	時間内	2	2	3	4	1	4	3	-	3	4	4	3	33
	時間外	-	1	1	-	2	3	1	3	-	-	1	4	16
合計	14	16	12	18	12	13	14	10	12	13	11	17	163	

(回)

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
緊急	時間内	3	3	10	5	5	11	15	11	14	7	7	10	101
	時間外	1	2	3	-	2	9	2	2	2	2	2	2	29
特別	時間内	1	1	4	5	2	4	6	7	11	7	5	3	56
	時間外	3	-	1	3	3	3	5	3	2	3	-	3	29
合計	8	6	18	13	12	27	28	23	29	19	14	18	215	

【所見】

計画的に定期保守業務が実施されると共に、突発的な設備の不具合について、監督職員
の指示に従い、緊急保守業務を確実に実施することにより、保守対象設備の機能保持が図
られ、空港全体の秩序の維持に寄与している。

3. 実施経費の状況及び評価（※金額は全て税抜）

1) 3カ年契約金額（消費税抜き）

ア 契約金額 ￥237,900,000（確定項目）

イ 精算金額

※実施要項1. 2. 4（3）に基づき契約上の指定時間（9時から18時）外に緊急保守・特別保守の各業務の実績に応じて精算を行うもの

￥2,161（通常時間帯：18時から22時及び05時から09時）／1時間

￥2,593（深夜時間帯：22時から05時）／1時間

ウ 1年あたりの平均金額

契約金額（H30-R2 年度平均）	￥79,300,000
精算金額（H30-R1 年度平均）	￥ 656,138

市場化テスト前後の請負金額比較表（消費税抜き）

（円）

契約区分	H24年度	H25年度	H26年度 (A)	1年あたりの 平均金額 (B)	比較(B-A)	
					金額	比率
契約金額	72,000,000	71,000,000	75,000,000	79,300,000	4,300,000	5.7%
精算金額(実績払い)	1,418,375	3,340,000	1,700,000	656,138	-1,043,862	-61.4%
合計	73,418,375	74,340,000	76,700,000	79,956,138	3,256,138	4.2%

2) 市場化テスト前後の経費の比較

定期保守業務について、市場化テストにおける経費と市場化テスト直前（平成26年度）を比較すると430万円（5.7%）の増となった。しかしながら、国の定める公共工事設計労務単価（全国全職種平均値）について、市場化テスト直前の平成26年度単価及び市場化テスト実施期間中の平成30年度単価を比較すると、15.1%上昇している。労務単価が大幅に上昇している中で、契約額が430万円（5.7%）の上昇のみに抑えられたことは、実質的には経費が削減されていると評価できる。ヒアリングによるとより廉価な業者を探すことによる工具費、事務用品費、被服費の削減、より効率的な点検保守計画の作成によるガソリン代の削減、メール等を利用した通信費用の削減等、経費の削減には日頃から努力しているとのことであった。

緊急保守・特別保守業務については適用基準の見直しにより100万円（61.4%）の削減となった。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

- 保守業務の迅速性に関する提案
複数箇所でも同時に不具合が発生した際にも速やかな対処を可能とする体制確保の提案がなされ、仕様書に規定する以上の業務担当者の配置がなされた。
- 専門能力の維持、向上に関する提案
社内訓練マニュアルを整備し、定期的な訓練を実施する他、外部機関による専門研修に参加するなど、技能の保持・向上に努めていた。
- 保守業務の質の向上に関する提案
品質マニュアルを整備し、品質管理に関する積極的な取り組みや、保守方法に関する改善の提案がなされ、作業上のミス防止や業務の効率性、安全性の向上が図られていた。また、障害発生時においては緊急保守の方法に関して積極的に提案を行い、効率的かつ効果的な復旧作業が行われていた。

5. 競争性改善のための取組み

- 市場化テスト1期目（平成27年度～平成29年度）における取組み
 - 落札者決定から業務開始までの引継期間を4週間確保（1週間延長）
 - 入札参加グループによる参加を可能とした
 - 実務経験を不問とし、必要な技術、技量を応札者に提案させ評価することとした
 - 業務内容、提案の評価基準を明確化した
 - 等級をA又はBからDまでに拡大した
- 市場化テスト2期目（平成30年度～令和2年度）における取組み
 - 入札参加グループの構成について、例を挙げた
 - 保守対象機器に特殊なものではなく、従前機器及び点検基準を開示していたところ、実施要項全般について平易な表現に改正
 - 加算点項目における実績要件の緩和
 - 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、ホームページで参加者を募集

市場化テスト1期目から上記のとおり競争性を確保するための取組みを実施してきたものの、今回も応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。同様な保守請負を受注している民間事業者数者にヒアリングを行ったが、労働力確保が厳しい中、公示されている予定価格内の中で人手を確保し、リスクを取って体制を整え新規事業を取りに行くことは難しいとの回答であった。

また、当業務を行うにあたり、24時間運用の空港における体制を整えるためには技術者確保に課題があると思われる他、業務開始前までに監視設備、防災指令設備、受配電設備、回線設備といった設備の基礎知識、点検、障害時対応方法や空港における立入制

限区域に関する知識なども必要となるため、あらかじめ確保した技術者に対し訓練を実施せねばならず、準備に時間と手間がかかり新規参入が難しい状況であると推測される。

6. 全体的な評価

達成すべき質の達成状況については、上記2のとおり、信頼性の確保、機器・設備の保全について、確保されるべき質を満足するものであり、また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、突発的な機器・設備の不具合について、迅速な対応が図られたことは評価することができる。

なお、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けるなど、業務に係る法令違反行為等はなかった。

実施経費についても、労務単価が市場化テスト前と比較すると大幅な上昇がみられたにも関わらず、契約金額の上昇が市場化テスト前と比較すると5.7%の上昇にとどまったことから、実質的には経費が削減されていると評価できる。

他方、競争性を確保するため、上記のとおり様々な取組みを実施してきたものの、応募者については1者であり競争性確保に課題が残った。

7. 今後の方針

(1) 本事業の市場化テストは今期が2期目であるが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務にかかる法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ② 国土交通省東京航空局内に設置されている総合評価委員会は、外部有識者（大学教授、弁護士）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「入札監視委員会」も設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 入札参加者は1者であり競争性は確保されなかった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質については、目標を達成していた。
- ⑤ 従来経費と今期の契約金額を比較すると5.7%上昇していたが、労務単価が大幅に上昇している中で、上昇分がこれだけに抑えられたことは、実質的には経費が削減されていると評価できる。

(2) 本事業は市場化テスト2期目であり、これまで等級の拡大、入札スケジュールの確保、入札参加グループによる入札、広報等実施してきた。現在、受注している（一財）航空保安協会は航空保安施設の維持管理、空港における消防警備及び有害鳥類防除等の業務を行うために設立され、平成5年から東京国際空港の警備システム保守業務を実施しており、一日の長があると考えられるが、今後も競争性確保のために積極的な広報を実施していく。

(3) 以上のとおり、競争性に課題が残るが、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1 (2)) の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、国土交通省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてみたい。

以 上

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 2 年 5 月 29 日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

平成 27～29 年度事業より以下の点を改善した。

- 落札者決定から業務開始までの引継期間を 4 週間確保（1 週間延長）
- 入札参加グループによる参加を可能とした
- 実務経験を不問とし、必要な技術、技量を応札者に提案させ評価することとした
- 業務内容、提案の評価基準を明確化した
- 等級を A 又は B から D までに拡大した

平成 30～令和 2 年度事業より以下の点を改善した。

- 入札参加グループの構成について、例を挙げた
- 保守対象機器に特殊なものではなく、従前機器及び点検基準を開示していたところ、実施要項全般について平易な表現に改正
- 加算点項目における実績要件の緩和
- 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、ホームページで参加者を募集

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

現在、受注している（一財）航空保安協会は昭和 46 年 10 月 20 日に航空保安施設の維持管理、空港における消防警備及び有害鳥類防除等の業務を行うために設立され、平成 5 年 7 月 19 日から東京国際空港の警備システム保守業務を実施している。

平成 22 年度から一般競争にて実施しているが、労働力の確保が困難な状況となっている中、新たに業務の受注を目指すために技術員の確保することは難しく、更なる改善は見込めないと考えられる。